

事務連絡
令和2年5月22日

障害福祉サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

緊急事態宣言対象区域（特定警戒都道府県）から解除後の
障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）の対応について

平素は、本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく「緊急事態宣言」が発せられて以来、各事業所におかれては、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業継続をお願いしてきました。

5月21日、本県は、緊急事態宣言対象区域（特定警戒都道府県）から解除されましたが、依然、予断を許さない状況にあるため、引き続き感染防止対策を行う必要があります。

つきましては、感染拡大の第2波に備え、引き続き、適切なサービスの実施と感染防止の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

なお、当面の間（～5月31日）感染防止の観点から、通所・短期入所等サービス利用者については、家庭での対応が可能な場合など、利用者本人等が可能な範囲での利用の自粛をお願いしておりますので、必要な場合には、代替サービス（訪問サービス）の提供など利用者への必要な支援が円滑に行われるよう、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

（今後の感染状況等を踏まえ、見直しを実施することがあります。）

< 就労を除く通所サービス >

障害福祉課障害福祉基盤整備班 TEL 078-341-7711
阪神南・阪神北・東播磨地域（担当：新庄 内線 3012）
北播磨・西播磨・但馬（担当：藤井 内線 2968）
中播磨・丹波・淡路（担当：高木 内線 3044）

< 短期入所 >

障害福祉課障害政策班 TEL 078-341-7711
（担当：奥村 内線 2966）

< 就労系通所サービス >

ユニバーサル推進課障害者就労支援班 TEL078-341-7711
東播磨・中播磨・西播磨・但馬地域
（担当：村井 内線 2836）
阪神南・阪神北・北播磨・丹波・淡路地域
（担当：能地 内線 3036）